

予約奨学生(奨学金)の申込手続き等について

以下に掲載しております「令和3年度 予約奨学生(奨学金)申込のしおり」について、奨学金の申込を希望される方は、在学(出身)中学校で交付を受けてください。
(中学校から交付される申込のしおりには、申込書も入っております。)

- 奨学金の申込については、学校を通じての申込になります。
- 申込書に必要事項を記入し、必要書類を添え学校の指定期日までに提出してください。
- 申込期間は、令和2年9月上旬から10月上旬の間で各学校が定める期間となります。
- 各学校により申込期間(締切日)が異なりますので、必ず学校に確認してください。

令和3年度 予約奨学生(奨学金)申込みのしおり



公益財団法人

大阪府育英会 採用貸付課

〒534-0026 大阪市都島区網島町6番20号 大阪私学会館2階

TEL 06-6357-6272 FAX 06-6358-3053

業務時間 平日 9:00～17:30

(注) 電話番号は、おかけ間違いのないようお願いいたします。

ホームページ(URL) <https://www.fu-ikuei.or.jp>

大阪府育英会



1 制度の概要

高等学校等へ進学を希望する生徒で、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な方に対し、進学前に奨学金貸付を予約する制度です。

なお、大阪府育英会の奨学金は、無利子の奨学金です。

2 奨学金の種類

■ 入学時増額奨学資金

高等学校等(中等教育学校の後期課程を除く)への入学時に必要な経費の支払いに充てるため、入学前に貸付する学資

■ 奨学資金

高等学校等在学中の授業料及びその他修学に必要な経費の支払いに充てるために貸付する学資

※※ 入学時増額奨学資金の申込みは、今回の募集に限ります ※※

高等学校等へ進学後も奨学資金の申込み機会がありますが、入学時増額奨学資金の申込みは今回限りです。今後も新型コロナウイルス感染の影響が予想されます。高等学校等への進学に際し経済的な不安を持たれている方は、今回の予約募集で必ずお申込み下さい。

(申込後、借入が必要でなくなった場合は、いつでも辞退できます。)

3 申込資格

(1) 令和3年4月に学校教育法による次の学校へ進学を希望する者

① 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む)、高等専門学校

② 専修学校の高等課程(ただし修業年限1年以上の学科)

注) 中等教育学校の後期課程は、「入学時増額奨学資金」の貸付対象外です。

(2) 保護者(父母等)が大阪府内に住所を有すること

保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人をいい、保護者がいない場合は、進学を希望する生徒の生計を支え、かつ学資を負担する者をいいます。

保護者が外国籍の方の申込みについては、次の在留資格が必要となります。

【在留資格】・永住者 ・日本人の配偶者等 ・永住者の配偶者等 ・定住者(※)

(※) 定住者については、将来日本に永住する意思のない方は、申込資格がありません。

(3) 保護者(父母等)について、以下の【算式】により算出された額(保護者合算)が次のとおりであること。(令和2年度の住民税課税標準額等による)

【算式】市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額

(課税標準額、調整控除額の確認方法については、申込書A票の裏面を参考にしてください。)

区分	進学先	算出額	年収めやす(※)
入学時増額奨学資金	国公立・私立とも	154,500円未満	590万円未満
奨学資金	国公立に進学の場合	251,100円未満	800万円未満
	私立に進学の場合	347,100円未満	1,000万円未満

(※) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のものである。

※1 政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額となります。

※2 地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とします。

※3 課税標準額は、市町村・道府県民税の所得割額の算定のもととなる金額です。

※4 調整控除とは、平成19年に国から地方へ税源が移譲したことに伴い生じる個人住民税と人的控除の差額に起因する負担額を調整するための控除のことです。

※5 政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」で課税標準額などを確認することができます。

4 貸 付 額

■ 入学時増額奨学資金

- (1) 国公立学校に進学する場合 **5万円** (通信制課程も同額)
- (2) 私立学校に進学する場合 **25万円** (通信制課程は**15万円**)
- } の範囲内で希望する額
(1万円単位)

■ 奨学資金

【算式】 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額 (保護者合算)

【算式】による算出額	年収めやす	貸付額 (年額) [下記の範囲内で希望する額 (1万円単位)]	貸付対象 学校区分
251,100円未満	800万円未満	授業料実質負担額(※1) + その他教育費10万円	国公立・私立とも可
251,100円以上 347,100円未満	800万円以上 1,000万円未満	授業料実質負担額(※1) ≪24万円を上限(※2)≫	私立のみ可

(※1) 授業料実質負担額とは、各校の授業料年額から国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。

(※2) 授業料実質負担額が24万円を下回る場合は、その額が上限となります。

府内の私立高校生を含む2人以上の子どもを扶養する年収800万円以上の世帯が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合があります。
(詳細は、別表を参照)

(※3) 大阪府の私立高校生等就学支援推進校に進学した場合、『授業料支援補助金』申請状況確認で扶養する子どもの人数が確定するまでは、子どもの人数を1人として貸付額を算定します。
そのため、貸付超過が生じる場合があります。超過貸付分については、返還していただきます。

5 申 込 手 続 き ~ 申込みから貸付までの流れについては、別表 裏面参照 ~

提出書類	① 予約奨学生申込書 ② 保護者の収入に関する証明書 (申込書C票とA票の裏面の見本を参照して提出してください。) ③ 生徒本人及び保護者の住民票 ※申込書C票の裏面 重要 【住民票提出における注意事項】を熟読いただいて申込書に添付してください。注意事項に記載してある内容が守られていない場合は、受付できません。 ④ 生徒本人名義の通帳のコピー (申込書B票とその裏面の見本を参照して提出してください。)
提出期限	在学(出身)中学校が指定する期日 (期限厳守) 【 学 校 提 出 期 限 : 月 日 () 】
提出先	在学(出身)中学校

6 貸付予定者の決定

貸付の採否決定通知は、12月上旬ごろに学校長を通じて、申込者(生徒本人)に行います。

なお、奨学金を貸し付ける予定の者(以下、「貸付予定者」という。)には、「大阪府育英会予約奨学生貸付予定者決定通知書」を学校長を通じて交付します。

7 貸付手続き書類の交付

借用証書等の貸付手続き書類は、令和3年1月下旬から2月上旬に学校長を通じて、貸付予定者に交付します。※貸付手続き書類は、学校から交付されますので、上記の時期には注意してください。

8 貸 付 手 続 き

- 奨学金(入学時増額奨学資金・奨学資金)の貸付を受けるには、次の手続きが必要です。なお、提出期間内に手続きをされない場合は、辞退したものとみなします。(貸付を受けることはできません。)
- 「入学時増額奨学資金」と「奨学資金」の両方の貸付を受けることを希望される貸付予定者は、それぞれの手続きを行ってください。
どちらか一方の手続きで、両方の貸付を受けることはできません。ご注意ください。

■ 入学時増額奨学資金

- (1) 提出先 **公益財団法人大阪府育英会 採用貸付課**
大阪府育英会へ郵送（特定記録郵便等）してください。
(※確実に届くよう、普通郵便やメール便による提出は避けてください。)

- (2) 提出期間

入学する学校が確定した次の期間内

申込区分(*)	提出期間
・専願(私立)	令和3年2月5日(金)から2月22日(月)まで(必着)
・併願(私立・国公立) ・国公立	令和3年2月25日(木)から3月29日(月)まで(必着)

*申込区分は、12月中旬までに学校に申し出ている志願方法により決定します。

注) 入学後の貸付はできません。必ず提出期間内に手続きを行ってください。

- (3) 提出書類

- ① **入学時増額奨学資金借用証書**（「貸付予定者」に決定後、後日交付します。）
※所定の欄に、それぞれが必ず自分自身で記入し、それぞれ別の印で捺印してください。
借用人（生徒本人）と連帯保証人、保護者が同一筆跡である場合は、受付できません。
- ② **連帯保証人（保護者）の印鑑登録証明書**
（原本で、当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたものに限りです。）
※申込書記載の住所と印鑑登録証明書記載の住所が異なる場合は、事情書の提出が必要です。
- ③ **合格通知書又は合格証明書（コピー可）**

- (4) 注意事項

- ① 入学時増額奨学資金のみ貸付を受けた者は、令和3年4月30日（金）までに在学証明書（コピー可）を大阪府育英会に提出してください。
(※提出がない場合は、令和3年10月からの返還開始となります。)
- ② 入学時増額奨学資金借用証書に記載の入学予定学校に進学していない場合は、貸付金を一括して返還していただきます。

■ 奨学資金

- (1) 提出先 **進学先高等学校等**

- (2) 提出期限 令和3年4月上旬

- (3) 提出書類

- ① **進学届**（「貸付予定者」に決定後、後日交付します。）
- ② **奨学資金借用証書**（「貸付予定者」に決定後、後日交付します。）
※所定の欄に、それぞれが必ず自分自身で記入し、それぞれ別の印で捺印してください。
借用人（生徒本人）と連帯保証人、保護者が同一筆跡である場合は、受付できません。
- ③ **連帯保証人（保護者）の印鑑登録証明書**
（原本で、当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたものに限りです。）
※申込書記載の住所と印鑑登録証明書記載の住所が異なる場合は、事情書の提出が必要です。

9 貸付時期

■ 入学時増額奨学資金

入学する学校が確定した後、入学前に貸付します。

※提出された書類を審査し、審査完了後、概ね10日以内に振込手続きを行います。

■ 奨学資金

高校等在学中、表のとおり貸付します。

貸付時期	第1回	第2回 ※	第3回 ※
貸付日	5月30日	10月11日	1月30日

貸付は、金融機関への振込みにより行います。

なお、貸付日が金融機関の非営業日に当たるときは、翌営業日となります。

※貸付額によっては、第2回、第3回の貸付があります。（1回あたりの貸付上限額は、原則、国公立で10万円、私立で20万円です。）貸付期間は、進学した学校の正規の最短修業期間です。

10 奨学資金の貸付

- (1) 毎年4月に学校を通じて奨学生としての資格の確認を行います。確認の結果、奨学資金の貸付を休止、又は廃止する場合があります。
- (2) 毎年度、保護者の所得状況を確認し、当年度の貸付限度額を決定します。所得状況によっては、奨学資金の貸付を休止、又は廃止する場合があります。また、所得状況の確認の結果、貸付超過が生じた場合は、返還していただきます。
- (3) 奨学資金貸付額（年額）は、就学支援金等の額に変更が生じた場合に調整することができます。なお、就学支援金等の額の変更により貸付超過が生じた場合は、返還していただきます。
- (4) 授業料を滞納したり、奨学資金を目的外に使用したことが判明した場合は、奨学資金の貸付を休止、又は廃止する場合があります。

11 貸付決定後の届出

入学後に、留年、休学、退学、転学及び連帯保証人の変更又は届出事項等に変更（異動）があった場合は、学校を通じて大阪府育英会へ届け出てください。

なお、変更（異動）の届出を怠ったときは、奨学金の貸付を休止、又は廃止する場合があります。

12 貸付総額の決定通知

奨学資金の貸付を受けた奨学生について、奨学資金の貸付が終了したとき、又は奨学資金の貸付を廃止したときは、今までに貸付した額及び時期を学校長を通じて奨学生に通知します。

通知を受けたときは、直ちに返還口座申込書を学校長を経由して大阪府育英会に提出していただきます。

13 奨学金の返還

奨学金は貸付金です。卒業後（貸付終了後）は、必ず返還しなければなりません。返還金は後輩のための奨学金になりますので、確実に返還してください。

- (1) 奨学金の返還は、卒業後6ヶ月を経ってから、定められた金額を借用人（生徒本人）の預貯金口座から振替で返還していただきます。
※ 退学等卒業以外の事由により、1月1日から5月31日までに退学等の異動届を提出して貸付が終了する場合はその年の10月から、6月1日以降に貸付が終了する場合は翌年の10月から返還開始となります。
- (2) 原則、月賦により返還していただきます。返還月額等は、貸付総額等により異なります。（別表裏面の「奨学金の返還例」を参照してください。）
- (3) 経済的な理由などにより、約束どおりの返還が困難となった場合は、必ず大阪府育英会まで連絡してください。連絡がなく滞納が続いた場合は、滞納した額に対して滞納期間に応じ、年率8.9%の延滞金が課されます。また、返還できる資力がありながら返還されない場合は、やむを得ず強制執行等の法的措置をとることがあります。

14 個人情報の利用目的等

- (1) 個人情報の取扱いについては、個人の権利及び利益を保護するため、慎重かつ適正に取扱い、安全に管理するために必要な措置を取り、適切な監督を行います。
- (2) 氏名、住所、連帯保証人の印鑑登録証明書、所得状況、預貯金口座、口座名義などの個人情報は、奨学生採用審査、奨学金振込事務及び奨学金返還事務のために利用します。
- (3) 返還者が返還期間中に借用人、連帯保証人の住所等の変更の届出を怠ったことにより、請求通知書等が送付できなくなったときは、大阪府を通じて住所地の市区町村へ住民票等の請求をし、住所確認調査を行います。

15 注意事項

- (1) 奨学金貸付決定後に虚偽の申請などが判明した場合は、貸付決定を取り消す場合があります。
- (2) 不適切な使用が判明した場合は、貸付金額の全額を一括返還していただきます。
- (3) 申込書類等につきましては、いかなる場合も返却いたしません。
- (4) 就学支援金等の制度内容に変更が生じた場合は、当会奨学金貸付制度についても、併せて変更となる場合があります。

新型コロナウイルス感染等の影響により、日程等の変更が生じた場合は、随時ホームページ上でお知らせいたします。ご不便をおかけしますが、ご確認いただきますようお願いいたします。